

令和2年度 事業計画並びに資金収支予算書

自 令和 2年4月 1日

至 令和 3年3月31日



社会福祉法人日高市社会福祉協議会

目 次

令和2年度社会福祉法人日高市社会福祉協議会事業計画

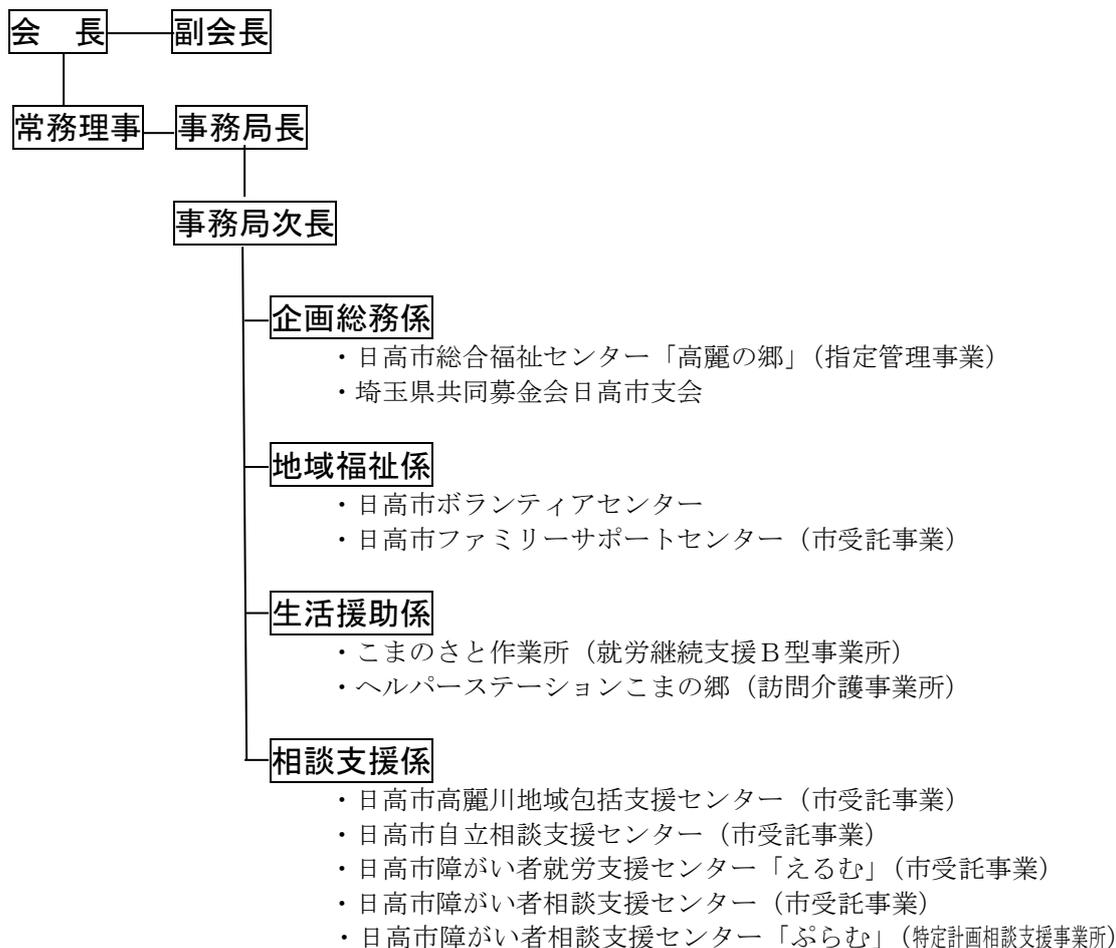
令和2年度事業推進体制、組織の沿革	1
日高市社会福祉協議会の使命、運営方針、重点項目	2
令和2年度事業計画書	4

令和2年度一般会計資金収支予算

令和2年度一般会計資金収支予算総括表

1 法人全体 資金収支予算書	23
2 事業区分別資金収支予算書	27
区分別資金収支予算書	33
・法人運営事業	
・地域福祉推進事業	
・ボランティアセンター活動事業	
・共同募金配分金事業	
・生活福祉資金貸付事業	
・福祉資金貸付事業	
・福祉サービス利用援助事業	
・障がい者相談支援事業	
・訪問介護等事業	
・障がい福祉サービス事業	
・総合福祉センター管理・経営事業	
・こまのさと作業所	
・ファミリーサポートセンター事業	
3 公益事業区分資金収支予算書(拠点区分別資金収支予算書)	53
・地域包括支援センター	
・障がい者就労支援センター	
・生活困窮者自立支援事業	
・生活支援体制整備事業	

●令和2年度事業推進体制



●組織の沿革

昭和32年	任意団体として「日高町社会福祉協議会」設置
昭和60年	法人化「社会福祉法人日高町社会福祉協議会」設立 (初代会長：駒野昇氏〔首長兼任〕) 法人登記年月日：昭和60年6月13日
平成3年	市制施行「社会福祉法人日高市社会福祉協議会」
平成9年	日高市総合福祉センターに事務所移転(日高市大字楡木201番地) 日高市総合福祉センター、在宅介護支援センター、ホームヘルパー派遣事業、心身障がい者地域デイケア事業の受託
平成12年	介護保険法施行。居宅介護支援事業、訪問介護事業実施
平成22年	居宅介護支援事業を廃止、地域包括支援センター事業を受託。心身障がい者地域デイケア事業を就労継続支援B型事業所へ移行。障がい者就労支援事業受託
平成23年	日高市地域支え合い事業開始
平成24年	ファミリーサポート事業受託
平成27年	生活困窮者自立相談支援事業、障がい者相談支援事業受託、特定計画相談支援事業実施
平成28年	日高市社会福祉大会第30回記念大会举行
平成29年	生活支援体制整備事業(第1層)受託
令和2年	生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業受託



「つながりをチカラに　そしてタカラに」

1 運営方針

元号が平成から令和と変わり、新たな時代の幕開けとなりました。

本年度は、「第3次日高市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の2か年目を迎え、具体的な地域福祉活動の展開を進めます。

本計画の基本理念である「支え合いで、共に生き、誰もがつながる地域づくり」をもとに、計画を確実に実施するための体制の整備及び既存事業の改廃等の整理を行うとともに、地域住民や関係機関との連携、協働により、本年度は次の取組を重点的に進めます。

2 重点取組

(重点取組1) 誰もが役割を持ち、生きがいと尊厳を持って活躍できる場づくり

① 地域福祉の担い手育成・支援

- ・ 健康づくりや住民相互のコミュニケーションを進めるための担い手の育成・支援を進めます。
- ・ 地域支え合いの取組を進めるため、担い手養成研修を実施します。

② アクティブシニアの社会参加促進

- ・ 地域福祉の担い手を確保するため、アクティブシニア層への働きかけを強化します。
- ・ ボランティアサポーターと連携し、ボランティアセンターの運営体制や各種事業の見直しを進め、ボランティア活動の活性化を図ります。

③ 地域での居場所づくり支援

- ・ 身近なところでコミュニケーションの機会を増やすことは、健康づくり、見守り、防犯や災害時など、あらゆる場面で有効です。
- ・ 第2層生活支援コーディネーターと連携し、地域におけるサロン活動の普及を促進します。
- ・ 「地域食堂」や「コミュニティ食堂」と呼ばれる取組への支援を強化します。

(重点取組2)「他人事」ではなく「我が事」として考える地域づくり

- ① 地域福祉意識の普及啓発促進
 - ・ 「地域福祉」を、もっと市民に身近なものにします。
 - ・ そのために、様々な媒体、イベント等による周知の強化を図ります。
 - ・ 福祉教育は、認知症や精神障がい、発達障がいなどの理解を図るためのプログラム開発やその実施、支援を進めます。
- ② 地域における見守り体制の強化
 - ・ 問題の予防的側面から、住民の参加による見守り体制の強化を図ります。
- ③ 地域支え合い体制の構築
 - ・ 日高市地域支え合い体制整備運営事業の委託を受け、モデル地域を選定し、地域支え合い体制の充実強化を図ります。
 - ・ 小中学校区を「住民主体地域活動圏域」と位置づけ、地域住民が主体的に生活課題を把握し、解決を試みる組織として「地域福祉推進組織」の設置を進めます。
 - ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域住民組織等と協働して地域支え合い体制の構築を図ります。

(重点取組3) 人と人、そして組織をつなぐ包括的な支援体制づくり

- ① 相談体制強化
 - ・ 行政では、制度の狭間や複合課題を抱え、従来の組織で対応が困難な事例に対応するため、複合課題調整チームを設置し、分野同士の連携強化や困難ケースの調整等を行うこととしています。
 - ・ 社協においては、自立相談支援機関を中核に据え、困難ケースへの対応のための地域間、組織間連携と調整を進めます。
 - ・ 相談支援部門の統合を進め、切れ目のない相談支援体制の構築を進めます。
- ② 関係機関相互の連携強化
 - ・ CSW や生活支援コーディネーターなどから寄せられる困難なケースへの対応を進める中で、相談支援包括化推進員は、課題を市全体で解決できる仕組みづくりの提案などができるよう、関係機関相互の連携強化を図ります。
- ③ 権利擁護事業の実施に向けた準備を進めます。

3 重点取組の確実な実施に向けた対応

- ① 年度ごとの計画目標に沿ったロードマップ（実施計画）による進捗管理を進めます。
- ② 地域福祉フォーラムなどを通じて、計画の進捗状況を公表します。

令和2年度

社会福祉法人日高市社会福祉協議会

事業計画

社会福祉事業

I 地域福祉事業			
1	法人運営事業	担当	企画総務係
事業計画・概要			めざす成果
<p>法人の使命・理念にもとづき、事業を適正かつ効果的に実施するため、次の業務を行います。</p> <p>(1) 法人の組織運営</p> <p>①理事会の開催 法人の業務を決定します。</p> <p>②評議員会の開催 法人の業務に関する重要事項を審議します。 また、評議員選任・解任委員会を適宜開催します。</p> <p>③監査の実施 業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査します。</p> <p>④委員会の開催 専門的事項について、この法人の運営に参画し、あるいは会長の諮問に答え、又は意見を具申します。</p> <p>⑤三役会議の開催 法人の重要事項の事前協議等を行うため、会長・副会長・常務理事の三役及び事務局で定例的な会議を開催します。</p> <p>⑥財源確保の促進 法人の安定的な経営を図るため、自主財源の確保に努めます。</p> <p>ア 区・自治会、事業所等の協力を得て会員を募集します。 イ 不要な入れ歯や使われないアクセサリーの回収。</p> <p>⑦研修事業の実施 組織力を高め、資質向上のため職員研修を行います。 ア 資格取得等の奨励（業務に必要な資格取得について支援）。</p> <p>⑧その他</p> <p>ア 日高市手作り凧揚げ大会等の事業への後援を行います。 イ 埼玉県「多様な働き方実践企業」の認定を受け、女性職員が働きやすい環境を整えます。 ウ 特定個人情報（マイナンバー）の保護に関する規定を遵守し、適正な対応ができる体制整備に努めます。 エ 組織情報管理運用体制の強化及び労働環境改善に向け、新たな人事給与システムの導入を進めます。【新規】</p> <p>(2) 日高市地域福祉活動計画の進捗管理 委員会で進捗を報告し、評価を行い、実施計画へフィードバックします。</p>			<p>法人の事業及び経営に透明性と組織基盤の確立を図ります。</p> <p>役員・評議員と連携し、社協会員会費や寄附金等の財源確保に向けた取組を進め、安定して地域福祉を推進できる体制を整備します。</p>

2 地域福祉推進事業	担当	地域福祉係
事業計画・概要		めざす成果
<p>(1) 地域福祉活動促進事業</p> <p>学校区を住民主体地域活動圏域として、コミュニティソーシャルワーカー(以下「CSW」)が、地域における体制構築を支援します。</p> <p>①CSWの配置</p> <p>②日高市地域支え合い体制整備運営事業(市受託事業)</p> <p>住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備を進めます。</p> <p>ア モデル地域の選定</p> <p>高根地区、武蔵台地区を選定し、活動支援を通じて地域支え合い体制の強化を図ります。</p> <p>イ 地域福祉連絡会の開催支援</p> <p>ウ 地域支え合いの取組を促進するための支援</p> <p>(2) 日高市地域支え合い事業</p> <p>地域住民同士の支え合いの具体的な取組のメニューとして地域に提案し、その拡充を図るものです。</p> <p>地域で「地域おたすけ隊」の説明会を実施し、既実施地域の拡大、新規協力会員の増加を促進します。</p> <p>【地域支え合い事業の仕組み】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">地域おたすけ隊実施地域</p> <p style="text-align: center;">【武蔵台】【日高団地】【たかね】【原宿】</p> <p style="text-align: center;">●家事援助、付き添い外出支援などの生活支援</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center;"> <p>業務委託・運営支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;">社会福祉協議会</div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>地域商品券の利用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;">地域支え合い協力店 市内97店舗</div> </div> </div> <p>①地域おたすけ隊運営支援</p> <p>生活支援サービスの保険加入や通信補助等運営支援を行います。</p>		<p>地域おたすけ隊の拡大を促進します。</p> <p>地域おたすけ隊の協力会員の増加を促進します。</p>

<p>②地域支え合い協力店登録事務、地域商品券発行・換金事務</p> <p>③地域支え合いの財源確保の強化</p> <p>自動販売機の設置等による財源確保に向けた取組を広く周知し、強化します。</p> <p>(3) 福祉のまちづくり活動助成事業</p> <p>区や自治会で取り組まれる地域福祉活動等に助成金を交付し、住民同士の親睦を深め、もって地域支え合いの機運を高める取組を進めます。</p> <p>①福祉のまちづくり連絡会設置補助金</p> <p>福祉のまちづくり連絡会設置地区（市内2地区）に補助金を交付し、地域福祉の推進を支援します。</p> <p>②福祉のまちづくり活動助成金の交付</p> <p>区や自治会で取り組まれる敬老会やサロン活動等の交流を目的とした行事や活動に助成金を交付し、住民同士のつながりの維持向上を支援します。</p> <p>(4) 市民生活支援事業（地域における公益的な取組）</p> <p>市民が抱える福祉課題の解決や改善を図るため、社会福祉法人の地域における公益的な取組として福祉サービスを積極的に提供します。</p> <p>①福祉用具の貸出</p> <p>緊急かつ一時的に（最長6ヶ月まで）車いすやポータブルトイレ等が必要となった場合に貸し出します。</p> <p>②レクリエーション・視聴覚機材の貸出</p> <p>地域での交流や学習をより効果的なものとするための機材を貸し出します。</p> <p>③福祉自動車の貸出</p> <p>障がい者や難病のかたなどの外出を支援するため、福祉自動車の車輦を貸し出します。</p> <p>(5) 彩の国あんしんセーフティネット事業への協力</p> <p>埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会（事務局：埼玉県社会福祉協議会）により実施される生活困窮者支援の一環としての取組で、制度の狭間にある問題への対応を進めます。取組に協力するため、社会貢献活動会費を拠出します。</p>	<p>福祉用具の貸出について、要領を見直し内容を整理します。</p>
--	------------------------------------

<p>(6) 福祉教育・ボランティア学習支援事業</p> <p>①福祉教育プログラムの支援</p> <p>市内の学校や職場、地域等で実施できる福祉教育プログラムメニューの開発及び福祉教育プログラムの実施に向けた連絡調整等のほか、ボランティア等を派遣して、その取組を支援します。</p> <p>福祉教育プログラム修了者に、地域福祉活動への参加協力を促進します。</p> <p>②家庭介護教室（市受託事業）</p> <p>介護について体験的に学習できる機会を、専門学校や地域包括支援センター等の協力のもと企画、実施します。</p> <p>③社会福祉士養成校の実習生受入・指導</p> <p>今後の社会福祉を担う人材養成を支援します。</p>	
--	--

3	ボランティアセンター活動事業	担当	地域福祉係
事業計画・概要		めざす成果	
<p>ボランティア・市民活動の振興を通じて、住民主体による地域福祉の推進を図ります。</p> <p>(1) ボランティアセンター運営事業</p> <p>ボランティア活動の振興を目的としてボランティアセンターを運営します。</p> <p>①ボランティアコーディネーターの設置</p> <p>ボランティア活動に関する相談に応じ、必要な連絡調整を行うため、ボランティアコーディネーターを設置します。</p> <p>また、ボランティアコーディネーターの資質向上のため、各種研修等への参加を促進します。</p> <p>②ボランティア登録・保険加入事務</p> <p>ボランティアへ必要な情報を提供するとともに、活動への安心感を高めるため保険加入手続を行います。</p> <p>③ボランティア活動支援</p> <p>生活支援に関するテーマに対応するため、次のボランティア活動の支援に取組めます。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 運転ボランティア活動支援</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 保育ボランティア活動支援</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 点字用具の整備</p>		<p>増加するボランティア活動のニーズに対応するため、ボランティア拡大を進め養成に努めます。</p>	

<p>エ 声のおたより活動の支援 オ ガイドヘルプボランティア活動支援 カ 傾聴ボランティア活動支援</p> <p>④日高ボランティアネットの充実・登録支援 日高ボランティアネットの運営を行い、活用及び周知を図るとともに、ボランティア団体に対し登録説明会を開催し継続的な登録支援を行います。</p> <p>(2) ボランティア体験学習事業 ボランティア活動への参加を促進するとともに、講座等の実施により人材を育成します。※一部埼玉県社会福祉協議会補助事業</p> <p>① 彩の国ボランティア体験プログラムの実施 ボランティア活動への参加の機会を提供し、ボランティアの育成に努めます。また、プログラムの見直しを図り、ニーズに合わせた新規メニューの導入に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア入門講座 ・視覚障がい者ボランティア体験講座 ・傾聴ボランティア養成講座 ・介護アロマボランティア養成講座 ・朗読ボランティア養成講座 ・保育サポーター養成講座 <p>② ワークキャンプ事業 ボランティア団体に協力を依頼し、高校生を対象にしたプログラムを実施します。活動における事前から事後学習に至るまでの取り組みを支援します。</p> <p>③災害ボランティアに関する活動支援</p> <p>ア 災害ボランティアセンター訓練 発災時の支援者を対象とした、災害ボランティアセンターや避難所など実際の支援をイメージできるような机上訓練を実施します。</p> <p>イ 災害時の職員派遣 他地域での災害時に、埼玉県社会福祉協議会等の要請に応じて職員を現地に派遣します。</p> <p>(3) 手話奉仕員養成講習会（市受託事業）</p>	<p>登録支援を行うことで、ボランティア団体が自身で情報発信できるように努めます。</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピックの応援メニューを実施します。</p> <p>各種ボランティア講座の実施を通じて、ボランティアへの関心を高め、活動への参加を促進します。</p> <p>また、プログラムの体系化を図り、団体の活動を支援します。</p>
---	---

<p>市の委託により、手話奉仕員養成講習会を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎コース（上半期） <p>（４）シニアの社会参加促進・ボランティア活動支援事業</p> <p>シニア層の社会貢献活動などへの参加を促すとともに、ボランティア団体が地域社会において活躍できるよう支援体制を構築します。</p> <p>① ボランティアサポーターズクラブの設置及び運営</p> <p>ボランティア・市民活動への参加を促進し、市民参加による協働のまちづくりを図るため、ボランティアサポーターズクラブを設置し運営支援を行います。また、ボランティアサポーターによる活動拠点を整備します。</p> <p>② ボランティアサポーターステップアップ講座の開催</p> <p>ボランティアサポーターの資質向上のため講座を開催します。</p> <p>③ おとなフェスタひだか 2020 の開催</p> <p>ボランティア・市民活動の活性化を目的に開催します。ボランティアセンターとボランティアサポーターズクラブが事務局となり、ボランティア団体を含む実行委員会を組織します。</p> <p>（５）ボランティア活動等支援事業補助金の交付（市補助事業）</p> <p>ボランティア団体が行うボランティア活動等を支援するため、その活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。</p>	<p>活動拠点を整備することで、ボランティアサポーターによる日高ボランティアネット登録支援及びボランティア相談を充実します。</p> <p>実行委員会を組織することでボランティア団体の横のつながりを整備します。</p>
---	---

4	共同募金配分金事業	担当	地域福祉係・相談支援係 企画総務係
事業計画・概要			めざす成果
<p>（１）一般募金配分金事業</p> <p>赤い羽根募金をもとにして、互助共生の地域づくりを進めるための支援プログラムや生活課題を抱えた人への個別支援、相談援助活動を展開します。</p> <p>① 訪問カットサービス</p> <p>外出が困難な高齢者、障がい者、病気の人に対し、理美容協力者（協力店）が自宅に出向き整容を行うための出張</p>			

費を支援します。

③ 第40回福祉スポーツ大会

障がい者がスポーツを通じて健康増進を図り、社会参加を促進するために開催します。また、関係施設やボランティア団体に対してアプローチを行い、実行委員会を組織し競技内容等を検討します。

■令和2年6月7日（日）開催予定

③地域での居場所づくり支援

高齢者や障がい者、子育てをしている人が身近な地域で気軽に集まり、交流できる地域の居場所づくりを強化します。

CSWや生活支援コーディネーターが身近な地域で取組まれる地域サロン活動の立ち上げを支援します。

- ・サロン活動の登録支援

④ 児童遊園地遊具の管理・整備の支援

⑤ 広報啓発事業

ア 福祉の広報啓発

広報の発行やホームページ運営を進めます。

イ 大型印刷物（ポスター）製作支援

福祉教育やボランティア活動などを効果的に進めるために、拡大複写機の利用等の学習資材の作成支援等を行います。

⑥ 地域支え合い活動支援事業

地域おたすけ隊が実施する活動を支援することで、住民参加による支え合い活動の活性化を図ります。

- ・ 地域支え合い事業への支援
- ・ 移動支援活動への支援

⑦ 心配ごと相談

市民の困りごとの相談に応じ適宜対応する窓口へ案内します。

(2) 歳末たすけあい募金配分金事業

①地域見守り推進事業

ア おせちセットの宅配

見守りが必要な人へおせち料理を宅配します。

イ 民生委員調査連絡活動・見守り活動助成金

民生・児童委員による見守り活動を支援します。

サロン活動を促進することで、身近な地域における外出機会の拡大を図ります。

全箇所点検の結果をもとに、修繕を実施します。

地域の中で見守りを必要とする人への支援を通じて、安否確認や声かけのきっかけづくりを進めます。

ウ 年末お掃除おたすけ隊

高齢者等への年末の片付けを支援します。

② 仲間づくり・交流機会創出事業

ア 第34回日高市社会福祉大会

地域福祉の推進に貢献した人を表彰し、地域の社会福祉の啓発を促進するために開催します。

■令和2年11月23日（月・祝）開催予定

イ 小中学生作文コンクール

小中学生から作文を募集します。応募作品については、埼玉県社会福祉協議会の作文コンクールへ推薦するとともに、優秀作品を日高市社会福祉大会で表彰します。

ウ 第16回あいあいまつり

共同募金及び福祉の啓発促進を目的として開催します。

■令和2年10月3日（土）開催予定

エ 第7回日高市地域福祉フォーラム

福祉実践の評価と課題の共有などを進めるためのフォーラムを開催します。

オ 地域支え合い促進事業

歳末たすけあいにおける地域支え合いの取組を進めるため、実施体制の整備を図ります。

福祉のまちづくりを進める活動に助成金を交付します。

カ 福祉広報活動の促進

社協だよりやホームページにより、広く共同募金及び地域支え合いの啓発に努めます。

キ 地域での居場所づくり支援

地域におけるコミュニティ食堂等の取組を支援します。

ク 権利擁護事業の準備

権利擁護の取組を進めるための準備を進めます。

5	生活福祉資金貸付事業（埼玉県社協受託事業）	担当	相談支援係
事業計画・概要		めざす成果	
<p>他の機関からの借り入れが困難な低所得世帯等への資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように実施します。</p> <p>①生活福祉資金（福祉資金、緊急小口資金、教育支援資金） ②総合支援資金 ③不動産担保型生活資金 ④要保護世帯向け不動産担保型生活資金 ⑤臨時特例つなぎ資金</p>		<p>生活困窮者自立支援制度等との連携により、必要な貸付を行うことで、世帯の自立助長に努めます。</p>	

6	福祉資金貸付事業	担当	相談支援係
事業計画・概要		めざす成果	
<p>低所得世帯が、臨時的出費又は収入欠如等のおそれがあるため、生活維持が困難となった場合に、その応急的支援によって、生活の安定と自立を助け、住民福祉の向上を図ります。</p>		<p>相談支援と償還指導を定期的実施し、連絡が途切れないよう努めます。</p>	

7	福祉サービス利用援助事業（埼玉県社協受託事業）	担当	相談支援係
事業計画・概要		めざす成果	
<p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を安心して送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供や暮らしに必要なお金の出し入れなどの援助を行います。</p> <p>（1）基本サービス 福祉サービス利用援助 （2）選択サービス 日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等預かりサービス</p>		<p>支援計画に基づいて評価を行い、安心して生活を送れるように支援します。</p>	

8	障がい者相談支援事業（一部市受託事業）	担当	相談支援係
事業計画・概要		めざす成果	
<p>（1）障がい者計画相談事業 障がい福祉サービスを希望する人に、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい者相談支援センター「ぷらむ」が支援します。</p> <p>①サービス利用支援 ②継続サービス利用支援</p> <p>（2）障がい者相談支援事業（市受託事業） 障がい者の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。</p>		<p>地域総合支援協議会や連携会議などにより、連携協力体制を整備していきます。</p>	

II ヘルパーステーション			
1	訪問介護事業	担当	生活援助係
事業計画・概要			めざす成果
<p>要介護又は要支援状態(総合事業対象者含む)にある高齢者等の要介護者に対し、身体介護や生活支援等の必要なサービスを提供するものです。</p> <p>(1) 介護保険法によるサービスの実施</p> <p>①身体介護・生活支援 食事、着替え、入浴介助等の身体介護及び、調理、洗濯、掃除、買物等の生活援助の支援を行います。</p> <p>②相談・助言 生活、身上、介護に関する相談及び助言を行います。</p> <p>(2) 総合事業によるサービスの実施 要支援の人が総合事業に移行した場合の支援を行います。</p> <p>(3) 研修会、実習生の受け入れの実施</p> <p>①研修会 サービスの質の向上や介護技術を高めるために検討会議及び各種研修会を行います。</p> <p>②実習 介護福祉士養成のための実習の場を提供します。</p>			<p>要介護認定を受けた高齢者が自宅にて安心した在宅生活が可能になる訪問介護をめざします。</p> 

2	障がい福祉サービス事業	担当	生活援助係
事業計画・概要			めざす成果
<p>障がい(児)者に対し、身体介護や生活支援等の必要なサービス及び相談援助を提供します。</p> <p>(1) 障害者総合支援法によるサービスの実施</p> <p>①居宅介護 知的・身体・精神の障がいがある方、難病疾患がある方への身体介護及び家事援助の支援を行います。生活する中での相談助言を行います。</p> <p>②重度訪問介護 日常生活全般に常時支援を要する、脳性まひ等全身性障がい(児)者に対しての日常生活支援を行います。</p> <p>③同行援護 屋外での移動に制限のある視覚障がい(児)者に対しての移動介護を行います。</p> <p>④移動支援(地域生活支援事業) 屋外での移動に制限のある全身性障がい(児)者及び知的障がい(児)者に対しての移動介護を行います。</p> <p>(2) 養育支援訪問事業(市受託事業) 家事及び養育の支援が必要な家庭に対し、市の要請に基づきホームヘルパーの派遣を行います。</p>			<p>支給決定を受けた障がい者が安心して生活を送れるよう支援します。また、外出することにより社会参加を促し、その人が自立した生活を送れるよう支援します。</p> 

Ⅲ 総合福祉センター管理・経営事業			
総合福祉センター(指定管理事業)		担当	企画総務係
事業計画・概要		めざす成果	
<p>高齢者や障がい者の自立促進及び健康増進を図り、市民の相互交流及び地域福祉活動を促進することを目的として、安全性と快適性をもって効率よくサービスを提供できるよう指定管理者としての管理運営を行います。</p> <p>また、子育て総合支援センターが併設されていることから、児童及び子育て世代への支援の充実を図ります。</p> <p>(1) 総合福祉センター管理・経営</p> <p>①会議室等の貸出・調整業務 会議室等の貸出及び利用に際し、適切に手続きを行います。</p> <p>②建物・施設の維持管理 建物及び施設の維持管理、保守点検、修繕、清掃などを適切に実施し、安全意識を持った管理運営を行います。</p> <p>③職員の研修 緊急時の適切な対応を目的として研修の充実を図ります。</p> <p>ア 消防訓練の実施 災害を想定し、年2回の消防訓練を実施します。 消防訓練は、緊急事態への対応を進めるため、内容の見直しを行い、充実を図ります。</p> <p>イ 普通救命講習の実施 職員の資質向上及び緊急時に適切な対応ができるよう、普通救命講習を行います。</p> <p>④自主事業の充実 サービスの質の向上を図ることを目的として、指定管理者として取り組む自主事業の充実を図ります。</p> <p>ア 利用者アンケートの実施 来館者の要望を把握し、サービスに反映させるため、アンケートを実施します。</p> <p>イ インフォメーション(情報提供)の充実 センターでの催事や取組について、積極的に情報提供を行い、利用者の拡大を図ります。</p> <p>ウ クールオアシス事業 総合福祉センターを利用している団体に出演を依頼し、夏の暑い時期の利用者へ憩いのひとときを提供します。</p>		<p>施設の長寿命化という観点に基づき、利用者が安全に過ごせるよう施設の維持管理を行います。</p> <p>災害時を想定した訓練等との連携、連動について検討します。</p> <p>消防訓練の設定にバリエーションを加えることで、より実働を意識した内容にします。</p> <p>総合福祉センターの利用を促進するため、情報発信の強化に努めます。</p>	

IV こまのさと作業所

こまのさと作業所	担当	生活援助係
事業計画・概要		めざす成果
<p>障害者総合支援法に基づき、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者及び家族の意向、適性・障がいの特性、その他の事情をふまえた個別支援計画を作成し、利用者に対して適切かつ効果的な日中活動サービスを実施します。</p> <p>(1) 就労継続支援B型事業所の運営</p> <p>地域社会との交流を深め、関係機関と連携を図り、地域の中で社会の一員として意欲と生き甲斐を持って生活するための支援を行います。</p> <p>①身辺処理・日常生活能力向上のための取組</p> <p>ア 着替えや整容、食事や排泄の支援 イ 掃除や洗濯等スキルの向上</p> <p>②社会生活能力向上のためのプログラムの実施</p> <p>ア 社会見学、職場見学、野外活動など少人数プログラム イ 日帰りバス旅行 ウ 交通安全プログラム エ こころとからだの講習会</p> <p>③イベント等への参加</p> <p>ア あいあいまつり イ 日高市民まつり ウ 赤い羽根街頭募金活動</p> <p>④余暇活動、レクリエーションの実施</p> <p>ア スポーツレクリエーション イ ハイキング、ウォーキング、バーベキュー ウ ボランティア団体による音楽プログラム</p> <p>⑤送迎車の運行</p> <p>希望する利用者の自宅又は指定場所までの送迎を実施することで、利用者の通所時の安全確保と、保護者の負担軽減を図ります。</p>		<p>個別支援計画に基づいたきめ細かな支援を通じて、障がいのある利用者の能力向上や自己実現を促し、充実した日常生活を実現します。</p>   

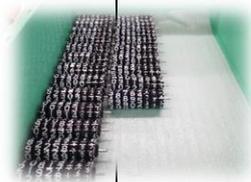
(2) 就労支援事業の実施

障がいがあってもその人らしく誇りとやり甲斐を持って、安心して快適に就労するための支援を行います。

①企業からの請負作業

既存の請負作業の充実とともに、新規取引先企業の開拓や施設外での就労など、就労メニューの充実を図ります。

- ア ギフト商品に関する箱折り、セット組み作業
- イ 金属ボルトの計数、結束作業
- ウ ガスメーターの組み立て作業
- エ 紙袋のひも通し、取っ手付け作業
- オ 施設外就労



②自主製品製造販売事業

エコポットを利用した製品ラインナップを充実させ、より積極的な販売活動を展開します。

- ア 古紙リサイクル植木鉢 (エコポット)
- イ 廃油リサイクル石けん (エコ石けん)
- ウ その他工芸品



③一般就労に向けた支援

- ア 職場実習
- イ 求職活動支援



作業効率の向上や作業環境の整備による作業受注の強化、魅力的な製品開発と販売の拡大により利用者の工賃アップを目指します。

公益事業

I 地域包括支援センター事業			
1	地域包括支援センター	担当	相談支援係
事業計画・概要			めざす成果
<p>日高市地域包括支援センター事業の運営方針に基づき次の業務を行います。</p> <p>(1) 包括的支援事業</p> <p>① 第一号介護予防支援事業 総合事業において、事業対象者に支援計画を作成し、訪問型サービス、通所型サービスを適切に提供し、自立した生活が続けられるよう支援します。なお、要支援認定を受け、総合事業のみを利用する場合も第一号介護予防支援事業として一体的に支援します。</p> <p>② 総合相談支援業務 本人、家族、地域住民、ネットワーク関係者などからの情報をもとに、高齢者宅を訪問することで心身の状況や家庭環境などを把握し相談者に適切な支援や提案を行います。</p> <p>(2) 権利擁護業務</p> <p>① 成年後見制度の活用 ② 高齢者虐待への対応 ③ 困難事例への対応 ④ 消費者被害の防止</p> <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <p>① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築 介護支援専門員が社会資源を活用できるよう地域の連携、協力体制を整備します。</p> <p>② 介護支援専門員に対する支援 支援困難ケースなどについて、助言や同行訪問を行い円滑な業務ができるよう後方支援を行います。</p> <p>③ ケアマネサロンの開催 「日高市ケアマネ連絡会」での協議により、年6回、資質の向上を目的とした事例検討会や外部講師による研修会などを行います。</p> <p>(4) 在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>① 飯能地区在宅医療・介護連携推進会議への出席 ② 多職種連携座談会 飯能・日高ワールドカフェへの参加 ③ 「在宅医療連携拠点はんのう」との連携</p> <p>(5) 認知症総合支援事業</p> <p>① 認知症初期集中支援事業 認知症初期集中支援チーム検討委員会への出席、初期集中支援チーム員会議を通じて認知症のかたの支援に努めます。</p> <p>② 認知症地域支援推進員の活動 認知症地域支援推進員の定例会議を通じ、認知症サポーター養成講座、認知症カフェを開催し、地域のかたに認知症についての正しい知識の普及啓発、当事者の社会参加の機会、介護者の交流の場を提供します。</p> <p>③ 認知症家族・当事者への支援 オレンジカフェ（認知症カフェ）の実施を支援し、認知症のかた、およ</p>			<p>地域包括ケアシステムの構築を推進し、介護保険サービス以外の社会資源を把握し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう支援します。</p> <p>当事者の権利を守るための支援を行います。高齢者虐待については市と迅速に連携し適切な対応をします。</p> <p>困難ケースの介入を行い、具体的な支援方針を提案し介護支援専門員への支援に努めます。</p> <p>* 西武ライオンズによる地域貢献事業の様子</p>  <p>認知症のかたが地域で安心して住み続けられるよう、早期に適切な支援に努めます。</p> <p>* 市内店舗での骨密度測定会の様子</p> 

びその家族や支援者の社会参加を支援します。

- ・「もみじ茶屋」主催：こま川団地自治会（第3水曜日）
- ・「オレンジカフェ東急」主催：東急オレンジカフェ実行委員会（第4火曜日）
- ・「オレンジカフェ田波目」主催：田波目区自治会（第4金曜日）

(6) 生活支援体制整備事業（第2層担当）

第2層の生活支援コーディネーターとして担当圏域のニーズと既存の社会資源の把握、担い手づくりなど、住民共助の活動の充実に努めます。また、今年度は、高麗川地区の介護保険事業所でケアラー支援するための介護者サロンの定期開催と圏域型地域ケア会議の開催を目指します。商業施設での健康づくりイベントは今年度も実施する予定です。

(7) 地域ケア会議の充実

① ケアマネジメント支援型地域ケア会議の参加

市が主催するケアマネジメント支援型の地域ケア会議への出席、調整、進行を行います。

② 圏域型地域ケア会議

自治会や行政区単位で高齢者の実態把握及び地域課題の共有のための会議を定期的に行います。

(8) 指定介護予防支援業務

訪問介護、通所介護以外のサービスを利用される方は引き続き介護認定申請をしていただき、介護予防給付によるサービス提供を行います。

(9) 一般介護予防事業

① 日高市健康ロコモ体操を中心とした介護予防教室「日高ロコトレ教室」を総合福祉センター高麗の郷で行います。

② 認知症予防に特化した「脳イキキ教室」を高麗川南公民館、日高アリーナで実施し、認知症予防に努めます。

③ 地域介護予防活動支援事業

住民主体の介護予防教室として開始した「くりくり元気体操」の普及とその活動を支援する介護予防ボランティア（くりくりサポーター）の支援に努めます。

(10) その他の事業

- ① 認知症サポーター養成講座。
- ② 救急医療情報キットの配布（随時）
- ③ 介護マークの交付（随時）
- ④ 日高市地域包括支援センター便りの発行（年2回）
- ⑤ 日高市情報交換会の実施（隔月）
- ⑥ 在宅看護実習生の受け入れ（埼玉医科短期大学）
- ⑦ 介護保険制度説明などの出前講座の実施

介護する人を地域で支援する体制を作ります。

第1層の担当者と連携して地域に高齢者が気軽に集える場所を作ります。

介護予防教室を通じて高齢者の運動機能の低下や認知機能の低下を防ぎます。

* 日高ロコトレ教室の様子



* 中学校での認知症サポーター養成講座の様子



* 小学校での認知症サポーター養成講座の様子



○重点課題

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

○重点目標

- ・高麗川地区で圏域型地域ケア会議を開催し地域の連携を強めます
- ・高麗川地区においてケアラー支援の拠点を作ります

Ⅱ 障がい者就労支援事業		
障がい者就労支援センター（市受託事業）	担当	相談支援係
事業計画・概要	めざす成果	
<p>障がい者の就労の機会の拡大を図るとともに、障がい者が身近な地域において安心して働き続けられるよう、就労の促進を行うことにより、障がい者の自立と社会参加を図ることを目的として、日高市障がい者相談支援センター「えるむ」を運営します。</p> <p>①職業相談 利用者やその家族、事業主などからの就労全般に関する相談</p> <p>②就労準備の支援 利用者の適性などを把握し、就労意欲や職業能力を高めるなど、就職に向けた支援</p> <p>③職場開拓 ハローワークへの同行や独自の職場開拓などにより、利用者の求職活動を支援。</p> <p>④職場実習の支援 利用者が職場に慣れるために職場実習を行うとともに、事業主の利用者に対する理解を求め、職場環境の調整を行うなどの支援</p> <p>⑤職場定着の支援 各種の不安や悩みを解消するための相談。また、事業所を訪問し、利用者、家族、事業主などに必要な助言や調整</p> <p>⑥離職時の調整及び離職後の支援</p>	<p>就労準備支援や職場定着支援及び就労支援に関連する生活支援を進めます。</p> <p>障がい者就労に対する理解・啓発を目的に、「障がい者就労支援交流会」を毎年開催します。</p> <p>教育機関や事業所と連携を図り、より安定した就労が定着できるように支援します。</p>	

Ⅲ 生活困窮者自立支援事業		
自立相談支援センター（市受託事業）	担当	相談支援係
事業計画・概要	めざす成果	
<p>1 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るよう支援します。</p> <p>（１）相談支援業務</p> <p>①アセスメントによりプラン案の作成</p> <p>②支援調整会議の開催</p>	<p>包括的な相談支援体制に向けた市の複合課題調整チームとの連携強化を図ります。</p> <p>無料職業紹介事業に</p>	

③無料職業紹介事業

④職員の資質向上のための研修受講促進

(2) 地域づくり・地域連携業務（相談支援体制包括化の推進）

行政、関係機関、市民との連携を進めます。

①普及・啓発促進

②新たな社会資源の検討、その他情報の活用と連携

③子ども食堂支援

④生活の困りごとなどの出前相談

⑤無料法律相談

⑥フードバンク・フードドライブの実施

2 生活困窮者就労準備支援事業【新規】

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対して、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの一貫した支援を計画的に実施します。

(1) 就労準備支援プログラムの作成・見直しに関すること

(2) 日常生活自立に係る支援に関すること

(3) 社会自立に係る支援に関すること

(4) 就労自立に係る支援に関すること

(5) その他必要と認められる支援に関すること

3 生活困窮者家計改善支援事業【新規】

生活困窮者自立支援法に基づき、家計に課題を抱える生活困窮者に対して、必要な情報の提供又は専門的な助言、指導等を行うことにより、生活困窮者自身の家計を管理する能力を高め、早期に生活が再生されるよう支援します。

(1) 家計管理に係る支援に関すること

(2) 滞納の解消及び各種給付制度等の利用に向けた支援に関する
こと

(3) 多重債務者相談窓口等との連携による債務整理の支援に関する
こと

(4) 貸付のあっせんに係る支援に関すること

(5) その他必要と認められる支援に関すること

より、就労支援を強化します。

課題を整理し、不足している社会資源の検討及び充実を目指します。

IV 生活支援体制整備事業		
生活支援体制整備事業(市受託事業)	担当	地域福祉係
事業計画・概要		めざす成果
<p>高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的として実施します。</p> <p>(1) 生活支援コーディネーター（第1層）の配置</p> <p>生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体による多様な取組の調整業務を行うことにより、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進します。</p> <p>(2) 協議体の運営</p> <p>生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画を進めるため、生活支援コーディネーターと多様な活動団体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場として設置された協議体を運営します。</p> <p>(3) 担い手養成に向けた取組</p> <p>地域生活支援体制の構築に向けて、区長（福祉委員）や民生委員などの関係者に向けた事業周知及び協力の呼びかけを強化します。</p> <p>また、地域福祉の裾野を広げるため、担い手の確保を進めることを目的とした養成講座を実施します。</p>		<p>社会福祉協議会が進める地域福祉事業や、地域包括支援センターの生活支援コーディネーター、行政との連携強化を進め、体制強化を図ります。</p>